

令和5年第4回

おいらせ町議会定例会

会議録第4号

おいらせ町議会 令和5年第4回定例会記録

おいらせ町議会 令和5年第4回定例会記録				
招集年月日	令和5年12月13日(水)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和5年12月13日 午前10時00分 議長宣告			
閉 会	令和5年12月13日 午後 0時29分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
	不応招議員	なし		
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	田 中 淳 也
	税 務 課 長	久 保 田 優 治	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	西 館 道 幸	商 工 観 光 課 長	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長	栗 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	小 向 正 志
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重		
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	三 村 俊 介
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	田 中 直 喜	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 々 木 拓 仁

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	報告第 8 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	2	報告第 9 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	3	報告第 10 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	4	報告第 11 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	5	議案第 50 号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
	6	議案第 51 号	おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
	7	議案第 52 号	おいらせ町下水道事業の設置等に関する条例の制定について	
	8	議案第 53 号	おいらせ町下水道事業整備基金条例の制定について	
	9	議案第 54 号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
	10	議案第 55 号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	
	11	議案第 56 号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	
	12	議案第 57 号	おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	
	13	議案第 58 号	おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付条例の一部を改正する条例について	
	14	議案第 59 号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
	15	議案第 60 号	おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例について	
	16	議案第 61 号	おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	
	17	議案第 62 号	おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	
	18	議案第 63 号	財産の無償譲渡について	
	19	議案第 64 号	令和 5 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 5 号）について	
	20	議案第 65 号	令和 5 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	
	21	議案第 66 号	令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
	22	議案第 67 号	令和 5 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
	23	議案第 68 号	令和 5 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	

町長提出 議案の題目	24 議案第69号 令和5年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	
	25 議案第70号 令和5年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第3号）について	
	26 議案第71号 おいらせ町手数料条例の一部を改正する条例について	
	27 議案第72号 令和5年度おいらせ町一般会計補正予算（第6号）について	
議員提出 議案の題目	1 委員会の閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会・産業民生常任委員会）	
開 議	午前10時00分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	1 1 番 平野 敏彦 議員	
	1 2 番 檜山 忠 議員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立	事務局長 （佐々木拓仁君）	議場内の皆様にお願ひ申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。 修礼を行いますので、ご起立願ひます。 礼。ご着席ください。
	松林議長	ただいまの出席議員数は16人です。

開会宣言		<p>定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p>
発言の訂正	松林議長	<p>ここで、社会教育・体育課長より、昨日の澤上訓議員の一般質問の答弁に誤りがあり、訂正したいとの申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>社会教育・体育課長。</p>
答弁	<p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p> <p>松林議長</p> <p>松林議長</p> <p>松林議長</p> <p>松林議長</p>	<p>おはようございます。</p> <p>昨日審議されました議案第51号における澤上議員からの質疑の中で、答弁に一部誤りがありましたので、議長のお許しをいただきまして発言させていただきます。</p> <p>議案書22ページの別表第2おいらせ町民交流センターのトレーニング機器の使用料につきまして、1回当たり1人100円と記載されており、1時間当たり100円の誤りではないかのご指摘があり、答弁の中で、午前中・午後の時間帯において、1回当たり1時間を超えて2時間など使用した場合でも100円であると答弁しておりました。</p> <p>持ち帰り確認したところ、町民交流センターでは、特定の方が長時間利用することを防ぎ、なるべく多くの方が利用できるよう、使用料は1回当たり100円ですが、利用時間についても原則1時間ということで制限・運用しておりました。答弁に誤りがありましたことをお詫び申し上げ、訂正とさせていただきます。</p> <p>以上です。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時02分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前10時02分)</p> <p>本日、教育長は別件公務により、欠席との申し出がありましたの</p>

議事日程報告	松林議長	<p>で、ご報告いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>昨日までは、議案第60号までの審議が終了しております。</p> <p>したがって、本日は議案第61号からの審議となります。</p>
当局の説明	<p>松林議長</p> <p>保健こども課長 (鈴木政康君)</p>	<p>日程第1、議案第61号、おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>保健こども課長。</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは、議案第61号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の82ページと83ページをご覧ください。新旧対照表は173ページと174ページになります。</p> <p>本案は、子ども医療費の給付対象者を中学校卒業までとしていたものを、高校卒業相当年齢まで拡大することなどに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>改正内容について、新旧対照表でご説明いたしますので、173ページをご覧ください。</p> <p>初めに、第2条第1項中「15歳に達する日後」を「18歳に達する日以後」と改め、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を「子ども」と定義し、医療費無償化の給付対象者とします。</p> <p>次に、同条第2項中「現に子どもの生計を維持している者をいう。」の後に「ただし、子どもに保護者がいない場合は、当該子ども本人をいう」を加え、これにより就業している者や結婚などにより保護者から独立している者も「保護者」と定義し、助成の対象とするものであります。</p> <p>次に、174ページの第7条第2項中「及び前条第3号に規定する子ども医療費」については、該当する規定が存在しないため、削るものであります。</p> <p>なお、条例の施行は令和6年4月1日からとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

質疑	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。 11番。
	11番 (平野敏彦君)	173ページのところで、今説明したところで、第2条の2項のところの子どもが、保護者がいない場合、当該子ども本人をいうということで、子どもが独立しているということの説明だったのですが、例えば18歳で結婚しているとか、そういうのを言うのか。1人で生活しているのか。この説明をお願いします。
答弁	松林議長	保健こども課長。
	保健こども課長 (鈴木政康君)	この独立しているという考えでございますが、全員協議会の際にも説明をさせていただきました。 まず、この保護者の定義の中にあります現に生計を維持しているという考えですが、例えば結婚をしても、生計を同一にしている場合は、それは保護者、親ですね。母親・父親の保護者になりますし、例えば結婚して、どこかに別棟を建てて、生計を独立してれば、父親・母親、保護者がいないという扱いになりますので、そういった方々も助成の対象にするために、ただし書きを付け加えたということであります。
	松林議長	よろしいですか。 ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第61号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***

当局の説明	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>日程第2、議案第62号、おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	<p>それでは、議案第62号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は84ページから91ページ、新旧対照表は添付参考資料の54ページから60ページになります。</p> <p>本案は、町道の道路占用における占用物件及び占用料について、道路法及び道路法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>改正の主な内容は、添付参考資料でご説明いたします。175ページから181ページをご覧ください。</p> <p>1点目として、道路法施行令で定める占用料が固定資産税の評価額等を踏まえて見直しされたことに伴い、別表の占用料、175ページから180ページにわたりますが、全部を改めるものであります。</p> <p>2点目として、道路法の改正により、国が指定した「道の駅」等、防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等が占用許可物件として追加されたことに伴い、180ページの別表中、備考の上段になりますが、「令第7条第14号に掲げる施設」を追加するものであります。</p> <p>なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p>***「なし」の声***</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ございませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p>***「なし」の声***</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p>これから議案第62号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>日程第3、議案第63号、財産の無償譲渡についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>政策推進課長。</p>
	<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは、議案第63号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書92ページ、93ページになります。</p> <p>本案は、町が二川目地区及び豊栄地区に整備した光ファイバーケーブル設備及び附属設備を東日本電信電話株式会社宮城事業部に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1、譲渡する財産であります。設備は、平成21年度から平成22年度にかけて、総務省の地域情報通信基盤整備事業交付金を活用して構築した光ファイバーケーブル設備及び附属設備で、4の位置図にも示してありますとおり、二川目地区及び豊栄地区に整備したものであります。</p> <p>2、譲渡の相手方は、整備当初から維持管理を委託している東日本電信電話株式会社の宮城事業部であります。</p> <p>3、譲渡の予定時期は、令和6年3月31日であります。</p> <p>当光ファイバーケーブル設備は、整備後10年以上の年数が経過し、今後は突発的な修繕や多額の更新費用が見込まれます。これを譲渡することにより、町の財政負担を削減するとともに、災害時等には迅速な対応が可能となるなどのメリットが大きく、引き続き対象地域の利用者へ安定的なブロードバンドサービスの提供を行うことができるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長 14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>この事業に関しましては、吉村議員が大分尽力してくれて、二川目地区で実現を見た認識しております。</p> <p>ただ、今譲渡する設備及び附属設備となっていましたけれど、これ詳細はどんなものですかね。例えば線だ。それから柱だ。果たして、ソケットとかそういうあるのかどうか分かりませんが、そういうものだよということでそれを説明していただいて、なおかつ、お互い譲渡するということであればウイン・ウイン、どっちもいいなということで、今役場のウインに関しましては、いろいろこれからあれがかかるからと聞きましたけれど、相手方はそういう何か負担のあるもの、そのまま受け入れたらどうかけれど、それはそれでメリットがあったのかなというところをちょっとお話ししていただければと思います。</p> <p>それから、それは無償の譲渡ということですが、これは会計処理上の用語ですか。それとも、普通に考えれば贈与でいいのではないのかとなりますけれど、贈与と無償の譲渡、不等記号で表せばどうなるか、それは私分らないのだけれど、何で、会計処理上のことかな。それともほかに理由があるのかなと、そこをまず初めにお願ひします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、西館議員のご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>まず、譲渡する設備の詳細はというご質問でございますけれども、譲渡する資産といたしまして、まず光ケーブルでございますが16.7キロ、それからクロージャと申しまして、電柱のそばに黒い箱がぶら下がっているのをよく見かけるかと思ひますが、こちら光ファイバーを接続する機械でございますが、そのクロージャが173個、それから光ケーブルをつっているつり線というものが1.8キロ、それからあとは支線と申しまして、電柱に斜めに線を張りまして、電柱が倒れるのを防ぐ線でございますが、この支線というものが7本ということで、それに加えて、様々な消耗品とか附属品等もありますが、主なものとしては、今のような内容となっております。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>ます。</p> <p>それから、こちら側のメリットといたしましては、先ほど申し上げたようなことでありますけれども、NTT側のメリットといたしましては、特に詳しく確認したところはありませんが、まずは当該二川目地区・豊栄地区も、光回線を利用したインターネットサービスというのが徐々に浸透と言いますか、利用がされてきておりまして、採算に乗っているというような話も聞いておりましたので、そちらの意味では、NTTが所有して、もっと収益を上げると言いますか、そういうようなことなのかなとは思っております。</p> <p>また、総務省からガイドラインといたしまして、町で、自治体で持っている公設の設備を、民間に移行するほうが望ましいというようなガイドラインというものが出されておりますので、NTT側には、多分国からの何らかの指導と言いますか、働きかけもあるのかなと思っております。</p> <p>それから、無償譲渡と贈与、言葉の違いと言いますか、そのようなことでのご質問だったかと思いますが、ちょっとそこまで、贈与なのかどうかというのまでは、この場では何とも言えませんけれども、地方自治法の96条の1項の6号ですね。先ほど申し上げました。その中に、正当な対価なくして、これを譲渡しというような1文がございます。これをもとに無償譲渡と申し上げたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>14番。</p> <p>0円の対価で譲渡したということについては、自治法の前項があるよということについては分かりました。</p> <p>今設備の詳細についてお話ししていただきましたけれど、中には土地に定着するものがありますけれど、でも恐らく全体見れば、不動産ではないと。しかし、固定資産だと思います。固定資産だと思うんですよ。そうすると、これはNTTさんで、会計処理はどうしているのかなと。地方公共団体からの資産の現物給付という処理をして、例えば自分たちは公益事業者だから、公益事業収益には税金はかからないという会計処理をしているのかどうか。こちらではそういう会計処理の詳細でなくてもいいけど、処理の仕方を認識して</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>いますか。というのは、これに関して、税金が全くかからないということであれば、それはそれでもいいと思うんだけど、そこを私たちは分からない。法人と法人の間の、例えば譲渡でも、普通の贈与と比べて、贈与者でなくて、受贈者に税金が来るという大原則を外して、贈与者に対しても来るケースもありますから、地方公共団体と公益法人の関係だということで、単に法人税あるいは不動産の取得税だとか、譲渡税とかそういうので受けるから、それは譲渡税は関係ないのかもしれないけど、そういうので収まっていればいいのだけど、本当にこういう理由でもって、こういうことを根拠として、税金は一切発生しませんよということをお願いします。</p> <p>それから最後に、じゃあ、このケーブルは当初いくらで企画された事業だったか。ちょっと頭に残っていないのですけれど、例えばケーブルに関しては、6年、10年という単位の中で耐用年数終えるということで、今10年たったからということになったわけですけど、そういうのもろもろ考えて、じゃあ、固定資産の評価としてはいくらですか。そして、もし会計処理上の公平な評価額、そういうのを把握しているのであれば、それを教えていただければ、なるほど、いくらいくらの大体の価値のあるものが無償で譲渡されたんだなということを把握できますので、税金ははっきりかからないということと、それからどれぐらいのものを今譲渡したのかということを知るように説明していただければと思います。</p>
	<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、NTT側の会計処理の方法とか、あるいは税金がかかるかからないに関しましては、NTT側から確認をしてみないことには、ちょっと何とも言えませんし、現時点では、私も情報を持ち合わせておりませんので、あとでNTTから確認をして、西館議員にはご報告したいと思っております。</p> <p>また、こちらの設備につきましては、平成21年・22年度に、国の10分の10の補助金を活用して整備をいたしました。その際には3,990万円の事業費となっております。</p> <p>以上です。</p>

質疑	松林議長	いいですか。 ほかにございませんか。 11番。
	11番 (平野敏彦君)	2点、今の説明ですと、町の財政負担の軽減になるということで、これは金額的にどういう見込みをしているのか。 それから、この無償譲渡された管理する東日本電信電話株式会社で、例えば大幅改修とかそういう経費が発生した場合は、この二川目・豊栄地区の受益者負担を求めるのか。この2点をお伺いします。
答弁	松林議長	政策推進課長。
	政策推進課長 (柏崎勝徳君)	平野議員のご質問にお答えいたします。 先ほど申しましたが、今後老朽化によって大規模な改修、あるいは新たな設備に更新することになりますと、多額な経費がかかると思っております。 先ほど西館議員の質問にも答弁をさせていただきましたが、平成21年度から22年度にかけて、国の10分の10の補助金をいただいて3,990万円の事業費で整備をしたと申し上げましたけれども、新たにまた更新するとなりますと、その当時よりもまた物価上昇とか資材の高騰とか様々変わっておりまして、もっと工事費がかさむものと思っております。さらにまた国の補助金が、そのときに使えるかどうかというのも分かりませんので、そういう意味では、町がそのまま設備を保有しているということになりますと、そのような経費を負担せざるを得ないという状況になるということでございます。 あとNTTに譲渡した後に、大型の改修等あった場合は、その受益者に負担があるのかということでございますが、それはないものと考えております。 以上です。
	松林議長 (議員席)	ほかにございませんか。
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。

** 「なし」 の声 **

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p>これから討論を行います。討論ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第63号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>日程第4、議案第64号、令和5年度おいらせ町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、議案第64号について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は94ページから102ページになります。</p> <p>歳入歳出予算の補正は、既定予算の総額に4億1,249万8,000円を追加し、予算の総額を116億375万4,000円とするものです。</p> <p>99ページをご覧ください。</p> <p>第2表継続費補正は、当初予算で継続費設定しました「子ども子育て支援事業計画策定事業」に替えて「こども計画策定事業」とし、継続費を設定するものです。なお、総額は723万9,000円、期間は令和6年度までとしております。</p> <p>100ページをご覧ください。</p> <p>第3表繰越明許費補正は、住民基本台帳システム等改修事業など3件の事業について、今年度内に事業が完了しない見込みがあるため、予算を令和6年度に繰り越して使えるようにするものです。</p> <p>101ページの第4表債務負担行為補正は、議会広報印刷製本業務委託料など令和6年度の9件の事項について、今年度内に入札手続きを行う必要があるため、予算の裏づけとして、今年度の支出がないゼロ債務負担行為を定めるものです。</p> <p>102ページの第5表地方債補正は、防災行政無線親局等更新事業など3件の事業について、歳入予算の町債に地方債を財源として</p>

		<p>計上するため追加するものです。</p> <p>続いて、歳入歳出の内容についてご説明いたします。別冊の「令和5年度 一般会計補正予算（第5号）に関する説明書」をご用意ください。</p> <p>歳出の主な内容からご説明いたします。</p> <p>12ページをご覧ください。12ページです。</p> <p>まず、2款1項1目一般管理費の10節光熱水費425万2,000円の増額は、電気料金値上げを踏まえた支出見込み精査により庁舎分を増額計上するものです。</p> <p>13節バス借上料1,200万円の増額は、利用回数の増及び10月からの運賃引き上げを踏まえ、支出見込み精査により計上するものです。</p> <p>15ページをご覧ください。</p> <p>2款2項5目定住促進対策費の18節結婚新生活支援補助金300万円の増額は、支出見込み精査により計上するものです。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>2款4項1目戸籍住民基本台帳費の12節住民基本台帳システム等改修委託料287万1,000円の追加は、法改正により住民票等に振り仮名を記載するためのシステム改修を行うため計上するものです。</p> <p>20ページをご覧ください。</p> <p>3款1項2目障害者福祉費の19節障害者給付費等5,992万8,000円の増額、障害児給付費等2,754万円の増額及び身体障害者補装具給付費400万円の増額は、それぞれ支出見込み精査により計上するものです。</p> <p>22ページをご覧ください。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費の12節放課後児童健全育成事業委託料672万7,000円の増額、それから19節乳幼児医療給付費723万4,000円の増額、子ども医療助成費1,188万3,000円の増額は、支出見込み精査により計上するものです。</p> <p>23ページに移りまして、3款2項2目児童措置費の19節子どものための教育・保育給付費3,166万6,000円の増額は、支出見込み精査により計上するものです。</p> <p>24ページをご覧ください。</p> <p>4款1項2目予防費の22節国庫返還金848万6,000円の</p>
--	--	--

	<p>追加は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る令和4年度実績確定に伴い、既に交付された国庫支出金の超過分を返還するため計上するものです。</p> <p>25ページに移ります。</p> <p>4款1項5目成人保健対策費の12節健康診査委託料400万円の増額は、支出見込み精査により計上するものです。</p> <p>29ページをご覧ください。</p> <p>7款1項4目観光施設費の14節観光施設空調機器設置工事費247万6,000円の追加は、白鳥の家及び観光PRセンター味祭館にエアコンを設置するため計上するものです。</p> <p>30ページをご覧ください。</p> <p>8款2項2目道路橋りょう新設改良費の21節立木等補償費1,826万2,000円の増額は、住吉町線整備事業に係る補償費の再算定により計上するものです。</p> <p>31ページに移ります。</p> <p>9款1項4目無線放送施設費の14節防災行政無線親局等更新工事費8,987万円の追加、同じく遠隔制御装置更新工事費429万円の追加は、老朽化対応として設備を更新するため追加するものです。</p> <p>33ページに移ります。</p> <p>10款2項1目小学校学校管理費の10節燃料費218万円、光熱水費400万円の増額は、電気料金値上げを踏まえ、町内5小学校分の支出見込みにより計上するものです。</p> <p>17節庁用器具費548万9,000円の増額は、老朽化が進んでいる木内々小学校児童用机等を更新するため計上するものです。</p> <p>また、機械器具費543万5,000円の追加は、小学校教員について令和6年度の増員が見込まれることから、増員分の校務用パソコンを購入するため計上するものです。</p> <p>35ページをご覧ください。</p> <p>10款4項1目社会教育総務費の14節社会教育施設空調機器設置工事費259万5,000円の追加は、中央・北・東の各公民館及びみなくる館、大山将棋記念館の事務室にエアコンを設置するため計上するものです。</p> <p>10款4項2目公民館費の14節北公民館外構工事費3,059万1,000円の追加は、郵便局新築と同調し、北公民館の駐車場</p>
--	--

	<p>等外構工事を実施するため計上するものです。</p> <p>36ページをご覧ください。</p> <p>10款5項1目保健体育総務費の18節大会出場補助金200万円の増額は、支出見込み精査により計上するものです。</p> <p>10款5項2目体育施設費の12節いちょう公園テニスコート改修実施設計委託料319万8,000円の追加は、人工芝の老朽化に対応するため、来年度の工事施工に向け計上するものです。また、下田公園テニスコート解体実施設計委託料133万1,000円は、老朽化に伴う対応として、来年度の撤去工事に向け計上するものです。</p> <p>37ページに移りまして、10款5項3目学校給食運営費の10節光熱水費344万2,000円の増額は、料金値上げを踏まえた学校給食センターの電気料金支出見込み精査により計上するものです。</p> <p>また、各款にわたり、給与条例改正に伴う給与費補正のほか、支出見込みによる増額等を計上しております。</p> <p>主な歳出の説明は以上になります。</p> <p>これから、歳入の主な内容についてご説明いたします。ページは、6ページをご覧ください。</p> <p>6ページの1款4項町たばこ税3,467万5,000円の増額は、収入見込み精査により計上するものです。</p> <p>15款1項1目民生費国庫負担金の2節障害者自立支援給付費負担金3,196万4,000円の増額、障害児入所給付費等負担金1,377万円の増額は、歳出の3款民生費に計上した給付費に対応し計上するものです。</p> <p>7ページに移りまして、15款2項5目消防費国庫補助金の1節防災行政無線親局等更新事業費補助金6,565万8,000円の追加は、歳出の9款消防費に計上した防災行政無線親局等更新事業に係る国庫補助金として計上するものです。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>16款2項1目総務費県補助金の1節青森県物価高騰緊急対策市町村交付金762万3,000円の増額は、交付額内示により計上するものです。</p> <p>9ページに移りまして、19款2項1目財政調整基金繰入金1億3,895万3,000円の増額は、当補正予算の編成に係る財源</p>
--	--

	<p>松林議長</p>	<p>調整として計上するものです。なお、令和5年度末時点の基金残高は、予算ベースで約21億円となる見込みです。</p> <p>19款2項7目公共施設整備基金繰入金3,000万円の増額は、歳出の10款教育費に計上しました北公民館外構工事費に充当するため計上するものです。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>22款1項5目防災行政無線親局等更新事業債（緊急防災・減災事業）は、国庫補助金と合わせて事業費に充当するため計上するものです。</p> <p>主な歳入の説明は以上です。</p> <p>今度はページが後ろに飛びます。38ページから41ページになります。給与費明細書をご覧ください。</p> <p>特別職、一般職に係る今回の給与費補正を科目ごとに集計し、反映させたものになっております。</p> <p>次に、42ページの継続費に関する調書をご覧ください。</p> <p>今回継続費に追加しました「こども計画策定事業」の各年度における財源内訳を明らかにするものです。</p> <p>次に、43ページから46ページの債務負担行為に関する調書になります。</p> <p>45ページの中段以降に、今回の補正予算で債務負担行為に追加しました「議会広報印刷製本業務委託料（令和6年度）」など9件につきまして、支出予定の期間や金額、財源内訳を明らかにし追加するものです。</p> <p>次に47ページ、48ページの地方債に関する調書でございますが、今回の歳入、22款町債の予算補正に伴い、主に当該年度中起債見込み額を変更しております。</p> <p>最後に、49ページ以降の「補正予算主な内容」は、予算案審議の参考として、ただいまご説明した内容のほか、歳入歳出予算の主な個別説明を掲載したものとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入全般について、質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算（第5号）説明書6ページから10ページにな</p>
--	-------------	---

<p>質疑</p>	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>ります。</p> <p>なお、質疑における発言の際は、「何ページの何款〇〇の件について」のように議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。</p> <p>これから質疑を受けます。</p> <p>11番。</p> <p>6ページ、歳入、1款町税のたばこ税についてですけれども、3,467万5,000円が現年度分で追加になりました。これについては、当初毎年この金額、大きい金額が補正になるんですけども、見込みが、たばこの吸う人が減っているのですか。それとも、今の新しいほうに切り替えしているから、私、あまり増えるの、ちょっと疑問を持つのですが。私は吸わないんですけども、そういう意味では、値段聞けば500円以上もしているということですから、単価が上がって増えているのか。この辺説明いただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>平野議員にお答えします。</p> <p>まず、見込みの精査になりますけども、例年の平均値でとりましたけども、前半の実績で、去年の平均値を20%ぐらい上回った感じになっていましたので、3,000万円以上の増収が予算より見込めるということで、2億3,000万円強の最終的な予算になるんですけども、その分は見込めると。</p> <p>あと数量減っているのか増えているのかという部分で行くと、全国、県下ともに減っているんですけど、当町の場合は、なぜか販売店の数が増えている関係で、販売数量も、今年の方はまだ実績出てないのであれですけど、前年と一昨年比で行くと130万本、本数で行くとそういう感じで、金額で言っても数千万円ずつ増えている関係で、増税の関係もあるんですけども、主に電子式たばこの、加熱式たばこの数量が増えているということで、増収の見込みが立ったということ、財源確保のための補正したものです。</p> <p>11番。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>11番。</p>

<p>質疑</p>	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>増えてきているということなので、喜ばしいことかなと思うのだけど、ただ、今私がちょっと気になったのは、加熱式たばこがほとんど、自分たちが今まで飲んだ紙巻きと違って増えてきているのではないかと。この課税の状況というのは、同じ方式になっているのか。それとも、この加熱式は、私非常に車乗っていて感じたのは、女性の方が多いなと思うんですよ。常にバックミラー見れば、後ろで若い人がフーッと吸っているんで、その辺加熱式について、これから見込み、まだまだ増えますよという見込みがあるのかどうか。お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>税務課長。 お答えします。 まず、加熱式たばこの算定ですが、今朝の新聞報道でもあったんですけど、今でも紙巻きたばこに比べると、換算本数と言うんですけども、1本当たりを正規の1本で計算するかどうかという部分で行くと、正規に計算はされているんですが、今度葉っぱの数量で計算する数量計算、グラム計算で行くと、まだ減税扱いになっていまして、正規の額に今後、来年以降になるのかも分からないのですが、加熱式の場合は増税の可能性が今後もあり得るということで、あと女性も増えていると見ているみたいですけども、多分男性も喫煙しようかなと思っている人が、もしかすると加熱式に移行しながら増えているという感じで、男性も多分加熱式、私の周辺でも嗜好している方はいるので、男女限らず、加熱式に移行する傾向にあるのではないかなと私は考えています。 以上です。</p> <p>松林議長 (議員席) 松林議長</p> <p>ほかにございませんか。 **「なし」の声** なしと認め、歳入についての質疑を終わります。 歳入全般の質疑を終わります。 次に、歳出についての質疑を受けます。 第1款議会費から第6款農林水産業費までの質疑を受けます。 説明書11ページから28ページになります。</p>

<p>質疑</p>	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>ございませんか。</p> <p>11番。</p> <p>総務費のところでは質問しますが、県民手帳が今年はおいらせ版というのがなくなったと。私も役場で販売してあったんですけども、販売しなくなったということで、なぜかなと思って、コンビニで売っているというのでコンビニで買いましたが、おいらせ版はなぜなくなったのか、これ1つ。ほかの町村で見れば、五戸とかあの辺は五戸版というのが載っているんですけども、これは誰がなくなってもいいということになったのか。ここを説明していただきたいと思います。</p> <p>それと、15ページの新婚生活の支援補助金300万円あります。これは当初の見込み数よりも数が増えてきたということなのか。この積算が、そうすると、当初の積算はどのぐらい見込んであったのか。これもひとつ説明をしていただきたいと思います。</p> <p>それと、あと1つは、商工観光になるか。総務だと思います、町長が出席しましたから。サッカーのJリーグヴァンラーレのホームタウンゲームが、おいらせ町含む16市町村で回ってあったんですけども、おいらせ町がホームタウンのときは、町長が会場で挨拶をしていました。そして、地場産品等のPRもしましたが、他の自治体の場合は、その会場で、物産の販売とかいろんなものを企画して、PRしてやったんですよ。私は町長1人だけでは、本当に心もとないなという思いもあったし、なぜもっと応援ができていなかったのか。これを町長、説明いただきたいと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>平野議員、1点確認します。</p> <p>はい。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p> <p>松林議長</p>	<p>今のサッカーは何費と、商工観光費ですか。</p> <p>じゃあ、次にこれは回します。今のところだけ。</p> <p>県民手帳は総務費、政策推進課長。 政策推進課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>今回の補正に上がっておりませんので、私も情報を、分かる範囲でしかお答えできないんですけども、まず県民手帳につきましては、青森県の統計協会というところがつくっております、それに対して市町村版といいますか、おいらせ版とか、どこどこ版というのをまた限定してつくるような形になっております。</p> <p>これまではおいらせ版というのもつくっておりましたけれども、現在コンビニとか、あと書店とかで県でつくっているものを購入できるということもございますし、あと県民手帳おいらせ版とか市町村版というのをつくるに当たっては、ある程度の冊数を注文しなければつukれないことになっております。毎年100冊以上つくらなければならないんですけど、100冊をつくっておりますが、毎年在庫を抱えて、それを売りさばけないような状況が出ております。そうなりますと、その売れなかった分につきましては、どう経費を負担するのか。町の一般会計で負担せざるを得ないかとは思いますが、その売りさばくのに大変苦慮しているということもございます。そういう意味では、コンビニ等でも書店でも買えるということもございますので、売れ残りのリスクも考えまして、来年度の分かつくらないということにしたものであります。また県内でも、県民手帳オリジナルのものをつくっていない市町村も相当数出てきておりますので、そこら辺も参考にして、今回判断したものでございます。</p> <p>それから、15ページの2款2項5目の結婚新生活支援補助金300万円の増額でございますけれども、これにつきましては、対象世帯が夫婦ともに39歳以下で、かつ世帯所得500万円未満の世帯が対象になるということで、結婚に伴って、おいらせ町にそのまま住み続けるということに伴って住宅の取得、あるいは住宅のリフォーム、それから賃貸、引っ越し費用など実際にかかる経費に対して助成するというものでございます。</p> <p>これにつきましては、当初2世帯分予算をとっていたところでございますが、相談等も受けておまして、今回2世帯分を7世帯分ということで予算を確保するために300万円増額するという事になったものでございます。</p> <p>以上です。</p>
-----------	---------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>松林議長 11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>私は手帳を毎年買っているんですけど、やはり何かあったときにぱっと開いて、町の情報見られるというのは、非常に便利だなと思うんですよ。というのは、町外行ったときとかそういうときに、おいらせ町はこういう部分どうなっていますかと聞かれたときに、そのデータがあるわけですよ。中には、統計のデータが載っていますが、私には、統計のデータが載っていますけれども、私はやっぱりこれだけ人口が多くて、県内一番の人口を誇りながら在庫が出るとか、売りさばくのに苦慮しているというのは、取り組み方がちょっと、私は、100冊以上だったら、簡単に職員、いろんな関係機関、そういうものをやったら、私、処理できると思いますよ。だんだん、町のPR、そういうものがなされていないなど。本当にこのままでいいのかなという思いがあります。</p> <p>それと、この結婚新生活支援金300万円が出ていますけれども、当初2世帯分、今そうすると、私も見ているのでも、住宅新築したり、それから新築住宅購入して、町外から入ってきているのですけれども、この7世帯との見込みですけれども、これで対応できるのですか、本当に。ここ2点お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず県民手帳のことについてでございます。平野議員ご指摘のとおり、確かに町のオリジナルの手帳でありますと、その手帳には町の公共施設の一覧とか電話番号がついたりということで、県の統計協会で作っているのとは若干違う部分はあります。</p> <p>ただ、そういう意味で、100冊つくっても売れ残るというところで、取組が甘いのではないかというような話も、今ご指摘をされましたが、現に昨年度も、昨年度と言いますか。今年用の県民手帳についても、最後売れ残った関係で私も買いました。でも実際には、スマホでスケジュール管理をしているので、机の引き出しにそのまましまっておいているような状況でもあります。そういうことで、100冊つくっても売れ残るということは、必要な人にとっては必要でしょうけど、大多数にとっては需要がない。あるいはコンビニ</p>

		<p>で買えるもので十分ということだろうということで判断したものでございます。</p> <p>それから、結婚新生活支援補助金、7世帯で大丈夫かということでございますが、先ほども答弁いたしましたけれども、その助成を受けられる条件が夫婦ともに39歳以下で、かつ世帯所得が500万円未満の世帯というところでございますので、これに該当する世帯で、要は補助の対象になる世帯が、今相談を受けているところで7世帯ということですので、今の段階では、この補助金の額で間に合うのではないかと考えているのですが、この後また相談等が寄せられるようであれば、また3月補正等で補正をして、対応していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>6番 (佐々木勝君)</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>6番。</p> <p>同じというか、17ページの関連になると思うんですが、総務費、これ住民基本台帳システム改修工事の委託関係になるかどうかちょっと疑問ですが、マイナンバーカードに来年度中だったっけかな。保険証がひもづけされるという方針が、政府で発表されましたけれども、これって今つくったマイナンバーカードがそのまま使えるのか。あと、ひもづけされていない人が、どうすればひもづけされるのかとか、そういった説明とか案内文とかあってもいいのかなと思えますし、あと再来年も引き続き1年猶予を与えるという話もありましたけれども、そういった考えでの町の取り組み方というか、方向性を教えていただきたいんですけど。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町民課長 (松山公士君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>それでは、佐々木議員の質問にお答えいたします。</p> <p>ちょうど今日の新聞に載っております、総点検の結果で政府は時期を正式に決めるとおっしゃっております、今回総点検の結果、それほど多くないという判断から、保険証の廃止、来年秋予定どおりするというところでございます。</p> <p>今ご質問のあった手続の方法等ですが、まず今現在カードを持っ</p>

		<p>ている人で保険証、マイナポイントのときもあって、保険証のひもづけるとポイントもらえるというのもあって、もうひもづけている方は、いちいちまた手続はしなくていいんですが、その際にしていない方は、窓口に来てもらえれば、それでひもづけをしますし、またスマートフォンからももちろんできる形になっております。</p> <p>そういった周知については、今後丁寧にこれからもう保険証が廃止になるということで、今現在も高齢者の方でも、今までつくっていなかったんだけど、やはりカードをつくったほうがいいかなという方が訪れています。その際には、丁寧にひもづけですとか使い方とかをお教えしているところございまして、今後広報等でも、そういったことを丁寧に、保険証のメリットも含めて、引き続き周知していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>6番 (佐々木勝君)</p>	<p>6番。</p> <p>そうですね。私も相談1件受けた場合があります、みんなポイントをもらうために、みんな届け出した人が結構います。ただ、ポイントが欲しいだけであって、私は保険証にひもづけされているのかどうか分からないとか何かということが、結構高齢の方いらっしゃいますので、その辺私もちょっと心配して、こういった方はもうひもづけというか、マイナンバーカードも保険証として使えますよという案内もあったほうがいいかなと思っておりますが、その詳細というか、大きいカラーのような感じで、高齢の方でも見えるような形というのと、どういう形で周知というか、していくのか。PRしていくのか。ちょっと教えていただきたいんですけども。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町民課長 (松山公士君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>その周知方法についてですが、今手元にあるとおり、これが窓口においておりまして、そこでマイナンバーのメリット、保険証との一体化のメリットですとか手続の仕方、病院行ったときに、どう提示するかどうかというのは、来た人にお渡しはしております。</p> <p>ただ、広報でカラーというところがちょっと難しいので、その辺は白黒になるかと思いますが、丁寧にそこも説明して、あとホームページ</p>

質疑	松林議長	<p>に載せてということで、窓口と広報、ホームページの3種類で周知していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
	(議員席)	
	松林議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>なしと認め、第1款から第6款までの質疑を終わります。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。11時15分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時00分)</p>
	松林議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時15分)</p>
	松林議長	<p>次に、第7款商工費から第10款教育費までの質疑を受けます。給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を含みます。</p> <p>説明書28ページから48ページになります。</p> <p>また、議案書99ページから102ページの第2表継続費補正、第3表繰越明許費補正、第4表債務負担行為補正、第5表地方債補正も含みます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>7番。</p>
7番 (澤上 訓君)	<p>私からは教育費について、質問したいと思います。</p> <p>今盛んにテレビ見てれば、メジャーの大谷翔平選手の話がばんばん出ています。ですから、いつでもどこでも耳に入ってくるということが現状ですけども、あるニュースで、各小学校にグローブを3個か4個かってみたい単位で、グローブの寄贈とかそういうようなものもあると。それらの方針について、どういう管理の仕方なのか。そういうのもあると思うんですけど、我が小学校にはどういう管理方針というか、そういうのを出しているのか。それをちょっとお聞きしたいと思います。</p>	

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>もう1点、36ページの保健体育の大会出場補助金ありますね。今おいらせ町の小学校の6年生の選抜、全国大会、これに見事おいらせ町の連合軍が優勝して出場するというすばらしいお話をお伺いしました。これらの内容、恐らくこの出場補助金から補助金が出されるのかなとは思っているんですけども、どういった内容のもので補助してあげられるのか。その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。</p> <p>学務課長。</p> <p>それでは、質問にお答えいたします。</p> <p>先ほど澤上議員からありました大谷翔平選手からの寄贈のグローブにつきましては、ニュース等で、全国の小学校にグローブ3つ寄贈しますよという形で、実は先月だったと思うんですけど、スポーツメーカーから委員会に、各学校に必要なかどうかの確認をいたしますのでという文書が流れておりました。</p> <p>先ほど確認したところ、指導室に各小学校からどういう取り扱いすればいいのかなという相談を受けた際に、今回の申し込みにつきましては、インターネットのウェブ上で申し込む形であったので、指導室で各学校に確認をして、各町内5校とも欲しいということだったので、申し込んだということで確認をしています。</p> <p>ただ、その取り扱いにつきましては、各学校で今現在検討しているということでしたので、委員会としましては、学校の取り扱いを尊重したいと思いますので、一律の指導をするつもりはありませんので、各学校で子どもたちにどのような形で触れさせるのか。展示するかというのは、これから考えていくということで確認をしました。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、2点目のご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>大会出場補助金の件で、今、小学生のおいらせ町代表軟式野球の方が、小学生の代表者が、もともとスポ少ですけども、全国大会出場が決まったということで、そちら、町としてはこの大会出場補助</p>

質疑	松林議長	<p>金で補助するというのは、同じ扱いになります。それで、場所が千葉県ということで、千葉県に行くとなれば、選手もやっぱり結構な人数いますし、あと用具もあるということで、バスで行くということが考えられます。バスで行くとなれば、バスを借り上げていくのであれば借り上げ代とか、あと高速代とか宿泊費とか、そういったものは補助の対象になりますので、そういったものを積算して、スポ少であれば、全国大会であれば7割ということになりますので、対象経費の7割が補助していくという形になります。実際にどのように補助するかは、これから団体と詰めていきたいと思っております。</p>
	7番 (澤上 訓君)	<p>7番。</p> <p>大谷クラブは、学校に全部任せるとのことです、分かりました。ただ私、以前、グローブではなくて、たしか三村泰右先生が中学校、小学校だったかな。中学校だったかな。剣道部の防具一式全部寄附して、最初の寄附受けたときだけは、非常に活発に使われていたのですが、それが時がたって、物置の奥に捨てられたような形で残っているのがあったんですよ。私それを見て、せっかくこんないいものがあったのにということで、それを掃除して使ってもらったというようなこと、ですからグローブがそういう状況でならないように、私、そこところは、何とか委員会からも、学校へよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それから、今の大会の、小学生の7割となると、大分親も喜びます。やっぱり何かの大会に行くというのは、本当になかなか行けないんですけども、それが実現すると、今度は経費とかそういうものが出てきますので、町で、そういうあとあと、やっぱり手厚く頑張っただけという一声があれば、非常に自信につながっていくと思ひ、帰って来ればいい経験を絶対してくれると思ひますので、応援もよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>12番。</p>

<p>質疑</p>	<p>1 2 番 (檜山 忠君)</p>	<p>3 点ばかり聞きたいと思います。</p> <p>まず1つは3 1 ページ、9 款消防費の無線放送設備の関係ですね。区分の1 4、9、4 0 0 万円ですか。この関係の工事内容と、それから、これ定期的に行われるものなのか。年数、隔年で、何年かに1 回ということで行われるものなのかどうか。それをちょっとお聞きしたい。</p> <p>それから、今度は3 6 ページですね、3 6 ページの教育費の関係ですけれども、区分の1 2 委託料ということで、ようやく、何回も質問してきましたけれども、テニスコートが駐車場に変わるようで、これ実際の工事はいつ頃から行われるのか。それをまず聞きたいのと、それに関係がないのかあるのか分からないけれども、キャンプ場にかかる道路があります。今キャンプ場は大にぎわいで、もう夏冬問わずにキャンプに来ております。</p> <p>ところが、キャンプ場の利用は1 2 月で終わって、あそこ閉めるはずですよ。ところが雪が降っても、あそこにウマを置いて、大体通行止めにはしているけれども、やっぱ片づけて、キャンプ場に入ってキャンプをしている人も、たまに見かけます。そういうことから、あそこに正式な門扉的なちゃんとしたのをやるべきではないかなど、そういうことを、それもちょっと聞きたいなと思います。</p> <p>それから、あともう1つが4 4 ページの学校プールの監視業務委託料ということで、業務委託料が変わりませんが、それで今年の運用状況がどのようになっているのか。料金制が今年からだったでしょう、発生したのは。それらがちょっと知りたいので、お願いしたいと思います。</p> <p>以上、3 点お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、防災行政無線の更新工事の内容について、お答えいたします。</p> <p>今回更新するのが、本庁舎に放送のもととなる操作卓と送受信装置、それからおいらせ霊園にあります、中継局があるのですが、その送受信装置の更新になります。これが平成2 1 年に整備したもので、約1 4 年ぐらい経過して古くなってきております。</p> <p>それともう1つは、製作したメーカーから、令和5 年の3 月で保</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>守部品を生産しないということで、つくらないということになりましたので、在庫対応となっております。ですので、早期に整備する必要がありますということで更新をするものです。</p> <p>もう1つが遠隔装置ですね。遠隔装置については、2階に操作卓があるのですが、1階の守衛室でも放送できるように、それも遠隔装置を整備するというような内容となっております。</p> <p>それから整備の期間になりますけども、今までの更新の経過を見ますと、およそ15年ぐらいで更新しているように、旧町時代からしているようですので、今後もそういう感じなるのかなと思います。先ほど言ったメーカー対応もありますので、それらはメーカー等の保守の対応も見ながら、更新することになると思います。</p> <p>以上です。</p> <p>社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、2点ほどご質問いただきましたので、お答えしたいと思います。</p> <p>まず、下田公園のテニスコートの解体実施設計委託料の関係になります。こちらにつきましては、工事自体は来年度の工事になりますので、来年度の工事に向けまして、実際に解体するコートの面積ですとか、あとは数量ですね。実際に解体した後、フェンス等も撤去した上で更地にするという考えでありますので、そのための実際に経費ですとか、そういったものを出すための設計業務になります。ですので、ご質問の工事自体は、今年度設計を行って、来年度行うということになりますので、お知らせしたいと思います。</p> <p>あともう1点ですけども、プールの関係でご質問がありました。町民プールの関係のご質問だと思いますが、今年度から有料化ということで、有料化しております。大人の場合は200円、高校生の場合は100円ということで有料化しました。実際に期間も、6月1日から9月30日のところを6月15日から9月15ということで3カ月間短くして、効率よく運営できたと思っております。</p> <p>今年度は、猛暑ということもありまして、実際の利用者については増加しております。参考までですけども、令和4年度が3,798人だったのに対して、令和5年度は6,963人ということで、3,165人増加という結果となっております。</p>
-----------	--	--

<p>答弁</p>	<p>松林議長 地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>以上です。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、キャンプ場の通路への門扉設置について、お答えいたします。</p> <p>議員ご指摘のとおり、12月冬季間は、キャンプ場を使用禁止ということで、入り口付近にバリケードを置いて、進入禁止の対策をしているところであります。</p> <p>昨今のキャンプ場、いろんな利用の方増える中で、冬季間においても、門扉をよけて駐車場にとめているということの情報は聞いておりました。ただ、当課としますと、12月引き続き進入禁止、利用禁止ということにいたしますので、現在の議員のウマですが、そういったものよりちょっと動かしづらい。侵入しづらいものの設置ということで対応してまいります。</p> <p>というのは、やっぱり通路入って山の管理をしている。民地の山の管理をしている方が、冬季間でも入るといふ事情がありますので、どうしてもしっかりとめるということまではできないということを理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 12番 (檜山 忠君)</p>	<p>12番。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>消防用の設備については、何年かに1回というわけではなくて、何十年に1回ということなので、そう気にならないそれであろうと思いますけども、万全を尽くしていただきたいと、そう思っていました。</p> <p>駐車場については、来年からかかるということなので、また新たに今度は料金が、工事するための料金がかかってくるということになるんだろうと思いますんで、そこら辺十分安く、いいものをつくってくださるようお願いいたします。</p> <p>あとプールについては、金額的には、料金制度になってからどれぐらいになったかというのをできたら、いくらか足しになったのかどうか。そこら辺を知りたいなと思っていました。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長 社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>あと、キャンプ場の門扉については、そこら辺、勝手に中へ入ってキャンプやっていて、もし事故が起きたりとかということになれば、またこれも問題になると思うので、その辺十分に注意したそれをやっていただきたいと、そう思います。</p> <p>社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、町民プールの今年度の使用料の実績ということでご質問がありましたので、お答えいたします。</p> <p>実績につきましては、トータルで17万4000円になります。人数はかなり増えておりましたけども、やはり小学生とか中学生とか子ども連れとかいろんな、そういった方がやっぱり増えているというのが実情です。実際にお金をいただくのは高校生以上ということで、最終的には17万4000円という金額になっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 1番 (小向幸祐君)</p>	<p>1番。</p> <p>何点か確認等したいのがあったので、31ページ、9款消防費の2目12節委託料の消防団拠点施設アスベスト含有調査業務委託料、これは特定の消防団拠点なのか。何個か怪しいところ、何拠点か確認するものかの確認をさせていただきたいです。</p> <p>あと3目14節工事費の防災資機材備蓄倉庫太陽光パネル撤去工事、単純にもう古くなって、耐用年数が過ぎて撤去する予定のものなのか。防災倉庫のみならず、何点か太陽光パネル当町でもあるかとは思いますが、今後こういう太陽光パネルの撤去のみなのか。更新も含めて、今後そういうものは増えてくる予定があるものかの確認です。</p> <p>あともう1つが、36ページ教育費の2目体育施設の14節工事請負費の体育施設空調機器設置工事費、これは単純にどこでしたか。確認したいだけということです。この分、3点よろしくお願いします。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>

質疑	1 番 (小向幸祐君)	<p>ありがとうございました。内容については、確認とれました。</p> <p>ちょっとそれで申し訳ありませんが、先ほどの消防費の太陽光パネルの件、ほかでも似たような設備等あったりしますでしょうか。大きいところは、もう本庁舎・分庁舎にあったかと思うのですが、後々耐用年数出てくる予定とか、そういう耐用年数の問題とかがあるものがあったりしますでしょうか。</p>
答弁	松林議長 学務課長 (福田輝雄君)	<p>学務課長。</p> <p>管内の小学校・中学校につきましては、4校に太陽光パネルを設置して利用しております。</p> <p>学校名につきましては、木内々小学校、甲洋小学校、下田中学校に木ノ下小学校という形になっております。一番古いので木内々小学校につきましては、平成22年度に設置しております、太陽光パネルにつきましては、基本的に20年という形で考えております。ただ、今後更新等につきまして、更新するのか、20年たって終えるのかというのは、今のところはまだ検討しておりませんので、そのとき近くなり次第、進める形では考えております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	<p>総務課長。</p> <p>太陽光パネルの関係で答弁いたします。</p> <p>本庁舎の屋上にも太陽光パネルがあります。建てた年数、設置した年数はちゃんと覚えておりませんが、ある程度年数は経過しております。</p> <p>あと、今新庁舎事業も進めておりますので、いずれ今のものを再利用できるかは、ちょっと厳しいものがあると思いますので、新庁舎建った際には、多分今あるものは使えないと思いますので、それまでの間の利用ということになるかと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	松林議長 1 1 番	<p>1 1 番。</p> <p>ページが28ページ、観光費のところ、では質問させていただ</p>

	(平野敏彦君)	<p>きます。</p> <p>先ほども言ったように、J3のリーグ戦が始まって、16町村にホームタウンがありますけれども、町長がおいらせ町のホームタウンのときは1人で挨拶しました。ほか見れば、東北町は牛1頭連れて乳製品、牛乳パックとかゴボウとか野菜、そういうものもいっぱいスタッフがいて、無料配布していました。</p> <p>それから見ますと、うち、本当にせつかくのいい機会を逃しているなという思いがあります。町長には、この前の12月2日のホームタウンの最後のゲームを出席しておりまして、非常にご苦労さんだなおもいながらも、このPRの仕方が非常にどうなっているのかなど、私思ったんですよ。というのは、町長の挨拶は、確かに各出席している。参加しているのは分かりますけど、物の配布、チラシ、そういうのが全然ないから、インパクトが感じられないんですよ。私は地域おこし協力隊とかそういう、定住促進とかそういうものに関わるチラシとかそういうものだけでも、入場する際に配ってくれますから、提供するとかとそういう手だてがなぜなかったのかなというのがまず1つ。</p> <p>それから、町長が出た12月2日の最後のホームタウン、16町村市町村長出ていましたけど、その中で先着の優待割引というのが1,300名スタンドに座れる席の券、それから100名が1席、それからあとは芝生とか、そういうのがあるんですけど、ホームタウンのときも、町長が挨拶したときも、おいらせ町には割引が、無料券が来ているんですよ。それをどういう形でPRして、誰がどういう手続でやったのか。私、もうずっと見ているんだ。参加しているんだけど、理解できないので、このところを、ひとつ説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから、次の30ページのところで、道路橋りょう費のところ、上北沿岸地域高規格道路が新たな形で、三沢・十和田・下田インターチェンジから三沢空港経由して、六ヶ所のむつ小川原開発地区を抜けて、下北縦貫道につなげるという計画があるということで、新聞に載っていましたがけれども、この概略を説明していただければと思います。</p> <p>それから、次の31ページの消防費の災害対策費のところですけど、私見て、うちだけがアクションがないのかなと思ったのが、鹿児島県の屋久島でオスプレイが11月29日墜落しました。それ</p>
--	---------	--

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>を受けて、東北町の町長、それから六ヶ所の村長、防衛省に飛行停止とか安全・安心のための要望書、対策、情報提供、そういうのをやっています。うちを見たら、全然そういうのがなくて、町長、これでいいのかなと。町民の安心・安全を守るトップとして、いかがに捉えているのかお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、さっき7番議員が大谷翔平の部分で質問しました。私は学校長の判断でお任せするという教育委員会ですけども、私はその後が問題だと思うんですよ。各学校に右利きが2つ、左利きが1つクラブが行くわけですけど、それが例えば1年ぐらいたった後、プレミアがついたり、そうなったときに、マニアとか大人が集める人が出てくるのではないかと、危ない時期になるのではないかと。だから、そういう対応も学校任せにするのか。それともある一定の教育委員会が、こうこうこういう範囲で管理してくださいとか、そういうのが出てくるのかどうか。それひとつお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>あと36ページのところで、大会出場補助金200万円とっております。さっき7番言ったように、野球少年団、千葉県の大会に出場するわけですから、これは町でも、いろんな形でPRをし、そしてまた子どもたちが伸び伸びとプレーして帰ってこられるように、体制を整えて応援してもらえるように、これは要望です。</p> <p>以上です。</p> <p>社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、1点目のヴァンラーレのオールタウンサンクスデーについてのご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>こちらにつきましては、議員おっしゃったとおり、16市町村が対象ということで、12月2日に行われております。おいらせ町ですけれども、物産協会から、業者依頼しまして物産の販売ですとか、あとは町のパンフレットの配布とか、あとふるさと納税のチラシの配布を行ったと聞いております。他の市町村では、いろいろ東北町さんとか、牛の牛乳の関係とか様々やったと話を伺っております。</p> <p>うちも、ヴァンラーレさんからそういう依頼があったときは、適宜そういった団体ですとか、あとは町のPRについても、当然日にちが限られておりますので、町のうちで別のイベントがあれば、行</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>けない部分があるんですけども、できる限り、そういうヴァンラーレさんと連携した町のPRですとか、あとそういったものを行っていかうということで取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>あともう1点、申し込みの関係でご質問がありました。無料券が来ていると、その扱いになります。ヴァンラーレさんから、そういった依頼があった場合は、こちらでフェイスブックなりホームページに掲載をして、町民に周知をしております。周知する期間が限られますので、広報とかはちょっと難しいかと思うのですが、できる限り、そういった媒体、速報性のある媒体を使って周知をして、実際の申し込みはヴァンラーレさんという形をとっております。</p> <p>そういったことで、できる限りPRはしておりますけども、そのときの日程ですとか、いろんな場合に依じて、参加者が少なかつたりとか、そういったものはあるかと思ひます。ただ、今後ヴァンラーレさんと連携した取組を進めるといふことに変わりはありませんので、ご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、30ページの道路橋りょう費に関連して、上北の高規格道路の計画について、概略をといふことでのご質問でございました。</p> <p>これにつきましては、マスコミ等でも報道されておりましたけれども、11月27日に上十三圏域の市町村長が、知事に対して、県に対する重点要望といふことで、こちらの上北の高規格道路についても、その重点要望の1つとして、知事に対して要望したものでございます。これにつきましては、三沢市が先導して行っておりますが、おいらせ町もその要望の中には名を連ねているところでございます。</p> <p>これにつきましては、まだ具体的な内容については、計画段階でございまして、具体的な内容については決まっておられませんけれども、あらあらに申しますと、現行の第二みちのく、あるいは上北道路から分岐をして、三沢空港を経由するよな形で六ヶ所まで行く高規格道路を整備してほしいと。これは県の高規格道路として整</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>備してほしいという要望をしたものでございます。事業費等については、まだまだ概算等も出されていないような状況でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>学務課長。</p> <p>大谷翔平選手のグローブの関係になりますけども、取り扱いにつきましては、学校長にお任せするというお話をさせていただきました。管理につきましては、先ほど平野議員が言ったとおり、盗難とか不正な流用、または複数年たつことによって粗末な取り扱いになるという部分につきましては、教育委員会から、そのような取り扱いにならないように指導する形にはなっております。これまでも寄贈品につきましても、いろいろなもの、学校で受け付けたりしておりますので、それと同様な形で管理していただけるように今後指導していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>今、平野議員からオスプレイに関して話がありました。心の準備も原稿の準備もしていませんけども、まずもって、沖縄で墜落したという、8名の方が亡くなったという情報は得ていますし、また今まではああいう事故が起きて、日米地位協定とかという難しい文言で、沖縄でいくら要望しても、なかなか飛行停止はしなかったというのを、沖縄の知事さんがよく言っていましたけど、それが今回どういうわけか全部とめて点検するというものであります。ただ先ほど東北町さん、そして六ヶ所の村長さんが防衛省ですか。要望したということですけど、我が町は残念ながら訓練空域に入っていないということでしょうけども、上空を飛んでないようでありまして、そういう部分では幸いだなと思いつつも、そういうことで上北郡の町村長の集まりあっても声もかからないし、また自分たちもそんなに危険なものとは認識していなかったの、2者が行ったのに、私も参加させてくれということまで出しゃばる必要もないのかなという気でおりました。また、平野議員もご承知のとおり、時々我が役場の上空を騒音、けたたましい音で飛ぶことがあるので、それに</p>

	<p>松林議長</p>	<p>はすぐ対応して、三沢の防衛施設局ですか。そこには電話とかそういう部分で要望したり、三沢市さんと情報交換しながら、やめてほしいという要望しているんですけど、実は向こうでも、そこは飛行区域に入っていないので、飛んでいるんですか、本当にというような情報が逆に入ってくるようで、そういう部分で、どう証拠を捉えるのか。録音機でも設置してとは言っているんですけども、いつ来るか分からないもので、そういう部分でも、対応できていないのが現状でありますし、またそういう部分で、町長要望しないのが生ぬるいと言われればそれまででしょうけども、その辺まで今後どうすればいいか。情報収集しながら考えていきたいと思います。</p> <p>それから、サッカーの件ですけども、私も2回ほど行きました。おいらせ町のホームタウンサンクスデーですか。そこでは挨拶させてもらいましたし、先日は全く蚊帳の外ではない。メンバー、声がかかったんですけども、時間の都合もあったでしょう。八戸の市長1人が挨拶して終わりましたし、ただ時間があると、私は2階もそうですけども、外周は回って、おいらせからどういう店が出ているのかなという部分で、見ては回っていますんで、全く無視はしていません。</p> <p>ただ、その中でおいらせ町、先日の12月2日は、自分の記憶かどうか、覚えた人は1人しかいないなと思っていました。何か土産でも買おうかなと見ていましたけども、どちらかと言うと、若い人向けの食品が多いような気がして、それにあれ買って、立ち食いであの辺ぶらぶらしてみつともないという年寄りの感覚でして、そういう部分もあって、買わないで戻ってきて、一応必ず行けば一回りして見えていますので、平野さんにお叱りを受けないように気をつけているつもりですけども、そういう部分を含めて。たしか地域おこし協力隊も、おいらせ町ホームタウンのときは2人行っていましたので、その後、女の方は退職されたということで、1人の久保田君はまだいて、たしか動いているはずで、現地では会っていませんけども、そういう部分もありますので、全く何もしていないということではなく、何かしているはずですけど、詳しい情報はまだもらっていませんということでお答えしておきます。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに。さっき1番が質問していますので、ここはご遠慮願いま</p>
--	-------------	--

休憩について	(議員席) 松林議長	す。 ほかにございませんか。 **「なし」の声** なしと認め、第7款から第10款までの質疑を終わります。 以上で歳出についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第64号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
	松林議長	お諮りします。 今12時でございます。引き続き審議いたしますか。それとも、 休憩しまして、午後からの審議に入りますか。お聞きします。
	(議員席) 松林議長	**「続投」の声** 続投が、若干声が多いようであります。 日程第5、議案第65号、令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
当局の説明	町民課長 (松山公士君)	それでは、議案第65号について、ご説明申し上げます。 議案書の103ページから105ページ、別冊の特別会計補正予算に関する説明書4ページから15ページ、主な内容は60ページになります。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2,051万8,000円を追加し、22億7,547万5,000円とするものであります。 主な内容は、歳出では、保険給付費を増額する一方、歳入では、普

<p>当局の説明</p>		<p>通交付金を増額するほか、国民健康保険事業基金繰入金を計上する ものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入・歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>特別会計補正予算に関する説明書7ページから15ページになり ます。給与費明細書も含みます。質疑、ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
	<p>松林議長</p>	<p>なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
	<p>松林議長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第65号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
	<p>松林議長</p> <p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第66号、令和5年度おいらせ町公共下水道事業 特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、議案第66号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は106ページから109ページ、別冊の補正予算に関す る説明書は16ページから25ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額から182万1,000円を追加し、予 算の総額を10億5,382万1,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、公共ます設置に伴う下 水道整備工事費258万5,000円を増額し、マンホールポンプ</p>

		<p>更新に伴う下水道更新工事費198万5,000円を減額する一方で、歳入では、受益者負担金38万2,000円及び一般会計繰入金793万9,000円を増額、町債650万円を減額するものがあります。</p> <p>このほか、第2表地方債補正2件の限度額について変更するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>説明書19ページから25ページになります。給与費明細書、地方債に関する調書も含みます。また、議案書109ページの第2表地方債補正も含みます。質疑、ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第66号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第67号、令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
当局の説明	地域整備課長 (栞嶋泰幸君)	<p>それでは、議案第67号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は110ページから112ページ、別冊の補正予算に関する</p>

		<p>る説明書は26ページから33ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額から98万4,000円を追加し、予算の総額を1億4,095万円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、電気料金の値上げに伴い、農業集落排水処理施設の光熱水費68万6,000円を増額する一方で、歳入では、一般会計繰入金98万4,000円を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>説明書29ページから33ページになります。給与費明細書も含みます。質疑、ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第67号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第68号、令和5年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
当局の説明	介護福祉課長 (澤頭則光君)	<p>それでは、議案第68号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の113ページから115ページ、別冊の特別会計補正予</p>

		<p>算に関する説明書 34 ページから 45 ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に 322 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 25 億 2,090 万 2,000 円とするものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、給与費改定に伴い人件費を増額するほか、来年度予定している介護報酬改定に対応するため、介護保険システム改修委託料を追加、一方歳入では、給与費改定に伴い一般会計繰入金を増額、国庫支出金ではシステム改修に伴う介護保険事業費国庫補助金を追加し、その他収入については、収入見込額精査に基づき増額調整したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>松林議長 説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>説明書 37 ページから 45 ページになります。給与費明細書も含みます。質疑、ございませんか。</p> <p>(議員席) ** 「なし」 の声 **</p> <p>松林議長 なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>(議員席) ** 「なし」 の声 **</p> <p>松林議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第 68 号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(議員席) ** 「なし」 の声 **</p> <p>松林議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 9、議案第 69 号、令和 5 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
--	--	---

<p>当局の説明</p>	<p>町民課長 (松山公士君)</p> <p>松林議長</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p>それでは、議案第69号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の116ページから118ページ、別冊の特別会計補正予算に関する説明書46ページから53ページ、主な内容は63ページとなります。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額から4,000円を減額し、2億7,840万5,000円とするものであります。</p> <p>主な内容は、歳出では、給与条例改正に伴う給与費補正を計上する一方、歳入では、一般会計繰入金を減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>説明書49ページから53ページになります。給与費明細書も含みます。質疑、ございませんか。</p> <p>***「なし」の声***</p> <p>なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>***「なし」の声***</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第69号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>***「なし」の声***</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10、議案第70号、令和5年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、議案第70号について、ご説明申し上げます。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>病院事務長</p>	<p>それでは、議案第70号について、ご説明申し上げます。</p>

委員会の閉会中の継続調査の申出	(田中貴重君)	<p>議案書の119ページになります。また、別冊の補正予算に関する説明書は54ページから59ページになります。</p> <p>本案は、収益的収入及び支出の既決予定額から1,362万3,000円を減額し、予算の総額を11億987万2,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、収益的支出では、職員の給料や手当の精査により、給与費1,884万円を減額、経費では主に光熱水費など521万7,000円を追加するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。</p> <p>説明書55ページから59ページ、給与費明細書も含みます。議案書119ページになります。質疑、ございませんか。</p>
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ございませんか。</p>
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第70号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第11、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。</p> <p>議会運営委員長及び産業民生常任委員長から、所掌事務の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。</p> <p>お諮りします。</p>

	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p>各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p>
<p>追加議案の上程</p>	<p>松林議長</p>	<p>日程第12、議案の一括上程について。</p> <p>12月11日に提出された議案第71号及び第72号を一括上程いたします。</p> <p>町長から提案理由の説明を求めます。</p> <p>演壇にてお願いいたします。</p> <p>町長。</p>
	<p>町長</p> <p>(成田 隆君)</p>	<p>議員各位には、本定例会に追加提案させていただくことに対して、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>それでは、本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、議案第71号、おいらせ町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、戸籍法の一部改正に伴い、町手数料に戸籍電子証明書提供用識別符号の項目を追加するとともに、新たな広域交付制度に対応する上で、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第72号、令和5年度おいらせ町一般会計補正予算(第6号)について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2億3,494万9,000円を追加し、118億3,870万3,000円とするものであります。</p> <p>その概要であります。国の補正予算により措置される物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の拡充及び町生活支援商品券支給事業の拡充に係る予算措置を講ずるものであります。</p> <p>以上、追加提案いたしました議案につきまして提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職</p>

		<p>す。</p> <p>次に、16ページの(3)は除籍謄本等の交付の規定となりますが、(1)と同様に新たな広域交付制度に対応するための改正となり、金額は現行の除籍謄本・抄本のコピー料金と変わりありません。</p> <p>次に、(3)の2が新規事務となり追加したものです。先ほど説明いたしました(2)の2の「戸籍電子証明書」と同様に、「除籍戸籍電子証明書」とは、電子的に除籍情報を証明したものであり、「提供用識別符号の発行」とはそのためのパスワードを発行するものでございます。金額は700円となります。</p> <p>次に、(5)及び18ページの(6)は字句の改正となります。以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第71号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第14、議案第72号、令和5年度おいらせ町一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>それでは、議案第72号について、ご説明いたします。</p> <p>追加議案書の11ページから13ページになります。</p> <p>歳入歳出予算の補正は、既定予算の総額に2億3,494万9,</p>
<p>当局の説明</p>	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、議案第72号について、ご説明いたします。</p> <p>追加議案書の11ページから13ページになります。</p> <p>歳入歳出予算の補正は、既定予算の総額に2億3,494万9,</p>

	<p>000円を追加し、予算の総額を118億3,870万3,000円とするものです。</p> <p>歳入歳出の内容について、ご説明いたします。</p> <p>別冊の「令和5年度一般会計補正予算（第6号）に関する説明書」をご用意ください。</p> <p>歳出の主な内容からご説明いたします。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>2款2項1目企画総務費の18節生活支援商品券支給事業費補助金6,450万円の増額は、町の物価高騰対策として、県補助金を活用し実施する生活支援商品券支給事業を、国庫補助金を活用し拡充するものです。</p> <p>拡充内容は10月臨時会で成立した補正予算において、商品券の支給対象を19歳以上としていた年齢制限を撤廃し、また、支給額についても、1人につき3,000円から5,000円に増額するものです。</p> <p>3款1項1目、社会福祉総務費の19節住民税非課税世帯等臨時特別給付金1億6,800万円の増額は、6月定例会で成立した補正予算により実施した住民税非課税世帯一世帯当たり3万円の給付に加え、国の物価高騰対策として、さらに一世帯当たり7万円を追加給付するものです。</p> <p>なお、1節報酬から12節委託料の各節に計上する額につきましては、今回の追加給付に当たって必要な事務経費を計上したものでございます。</p> <p>次に、歳入の内容をご説明いたします。</p> <p>ページは5ページをお開きください。</p> <p>15款2項1目物価高騰対応重点支援地方交付金1億8,593万7,000円の追加は、国の物価高騰対策事業のうち、町が実施する物価高騰対策事業への交付金として計上するものです。</p> <p>19款2項1目財政調整基金繰入金4,901万2,000円の増額は、今回の当補正予算の編成に係る財源調整として計上するものです。令和5年度末時点の当該基金残高は、予算ベースでおよそ20億5,000万円となる見込みです。</p> <p>次に、8ページの給与費明細書になりますが、今回の補正予算における給与費補正をそれぞれ反映しているものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
--	--

質疑	松林議長	説明が終わりました。 これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 一般会計補正予算（第6号）に関する説明書5ページから8ページ、給与費明細書も含まれます。質疑、ございませんか。
	松林議長	14番。
	14番 （西館芳信君）	1点だけお願いします、簡単に。 9ページの歳入のところですが、1億8,000万円計上されていると。この事業実施に関して、コロナのときからずっといろいろなことで町民に対する交付事業よく進展していると思って、何ら反対するところとかありません。感謝する一方ですが、1つだけ、私最近このおいらせ町のエネルギー価格高騰対策事業者支援金というの、これ厳密に言えば、ここからずれているのかな。ちょっと分からないんだけど、これについて、これ中小企業ということで、法人、それから個人事業主にも半分ということで6万円、3万円ということで計上して、事業計画組んだわけですけど、実際に交付対象者の今まで何パーセントの人がこれを受けていますか。そこを1点お願いします。
答弁	松林議長	商工観光課長。
	商工観光課長 （柏崎和紀君）	それでは、お答えいたします。 こちら大体600前後商工業者、対象者がいるのかなと思っておりまして。そのうち、今来ているのが120前後なので、4割弱ということになるかと思えます。 以上です。
質疑	松林議長	14番。
	14番 （西館芳信君）	600の120と言えば、40%と、4割までいかないと思うんだけど、せっかくこうして組んでいるのに……。

<p>発言の訂正</p>	<p>松林議長 商工観光課長 (柏崎和紀君) 松林議長</p>	<p>訂正してください。</p> <p>2割程度です。申し訳ございません。</p> <p>14番。</p>
<p>質疑</p>	<p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>せっかく組んで、それだけというの、もったいないなど。私のところにも1回目来て、2回目今来て、文言をちゃんと読んで、はっと思ったんだけど、これでは大してもらえないだろうな。役場も本当にこれくれたのかという思いがしました。</p> <p>なぜかと言うと、この対象の条件に、これはほかでもやっています、十和田とか。やっているんだけど、大体似通ったものがあるけれど、十和田にないのが、私一番気にかかったのは、事業所得と比較して、3年と比較して5%減じたものというのがあるんですよ。これがなかなかのネックだなと。出す書類がそうでなくても多いのに、この5%を証明するために、書類を出さなければならないと。なおかつ、これは別に収入が今1回5%減じたから云々、そんな小さい問題ではないでしょう。エネルギー価格そのものが高騰したことに対する交付だから、それは誰にでも5%減少しようが、10%減少しようが、10%増益になろうが同じことなのに、何でこういうしほりがあるのかなと。これは結構ハードル高いと思うんだ。3万円、6万円という法人の、法人は6万円、個人事業主は3万円ということで、失礼だけれど、この額もらうためにこれこれ用意しようということになると、もういいやということに絶対なると思うし、大体この5%、意味が分からないということで、まだ120件、まだ残っているのであれば、計画組み直して再実施したほうがいいんじゃないですかと私言いたいんだけど、いかがですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>今、議員おっしゃるとおり、5%の減収要件というのがあります。ただ、今までのコロナ事業に対しては、そういったしほりというか、国からの話はなかったんですが、前々回あたりから、一律の交付はしないよというふうなことで、一定の基準を設けなければなら</p>

		<p>ないのかなど。これ、会検の対象事業でもありますし。十和田市さんは、確かに減収要件求めているのですが、所得、収入、一定の収入がなければ、事業をやっていると認めないというようなしぼりをしているようでして、この5%についても、前回やったときには、1割以上のということで前回もやっているのですが、今回、そのときは商工会と相談させていただいたら、1割程度であれば、例年でもコロナに関係なく、増減はありますよということだったので1割にしたんですが、それより軽減して5%という設定をさせていただいたところです。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>十和田市、たしかそれ、出していました。でも、120万円という額を明確に打ち出して、それクリアしてれば、別に何ら問題ないということで、いろいろはっきりしゃべって、5%のために四苦八苦することは1つもないんですよ。十和田市は、もっとまた書類も少ないし。やっぱり国がそういうことをして、求めているようだという付度は何も必要ではないんじゃないですか。国に付度することは1つもないし、やっぱり本当に交付したいんだと。1件でも多くという気持ちがあれば、いかがでしょうか。その辺は、私は町サイドで乗り切れると思うのだけれど、町長いかがでしょうか。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>町長。</p>
答弁	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>今の会話聞いていまして、先ほど西館議員が、こんな手間かけるぐらいなら、3万円や5万円もらわなくてもいいというような人もあるんでないかという話でしたけども、もらわなくて済むのであれば、もらわなくてもいいと思うし、手間かける必要であれば手間かけても、本当に困っていればそうなるのではないのかなという気がしますし、そういう部分では、考え方として必要ない。あるいは手間かかり過ぎるからもう要らないというのであれば、それでも仕方ないのかな。ただ、国の制度であるというのであれば、それを曲げてまで、うちの町だけで、先ほど言いました付度できるかどうか分からないし、そういう部分で、少しどうしても必要であれば、我</p>

日程終了の告知	松林議長	慢して申請してほしいというのが、町としての願いであります。 以上です。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第72号についてを採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
	松林議長	以上で本定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。 ここで町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。 演壇にてお願いします。 町長。
	町長 (成田 隆君)	閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。 令和5年第4回おいらせ町議会定例会におきまして、議員各位には、師走の大変ご多用中のところご参集いただき、また提案いたしました全ての議案について、議決賜り厚くお礼申し上げます。 議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえまして、今後の町政運営に努めてまいりたいと考えております。 さて、今年はコロナの収まりを受け、4年ぶりの開催となった百石、下田両秋まつりに湧いた年ともなりましたが、もう1つうれいしい話題であります。既に議員の方々もご承知のよう、民間調査による昨年の「住みこちランキング」青森県1位に続きまして、「街

閉会宣告	松林議長	<p>の幸福度ランキング」で今度は東北1位になることができました。これは、子ども医療費や給食費の無料化、おいらバスの運行など、議員各位のご理解とご協力の賜物と、これまで町が展開してきた施策に対する評価の1つのあらわれでもあると思っており、今後も町政運営には、真摯に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>結びになりますが、間もなく冬至を迎えますので、日を追うごとに寒さが厳しくなってきます。健康には十分にご留意をいただき、迎える新年が町民と議員各位にとりましても、よき年になりますよう心からお祈り申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶といたします。本当にありがとうございました。</p> <p>これで、本日の会議を閉じます。</p> <p>これをもちまして、令和5年第4回おいらせ町議会定例会を閉会いたします。</p> <p>大変ご苦勞さまでございました。</p> <p style="text-align: right;">(閉会時刻 午後 0時29分)</p>
	事務局長 (佐々木拓仁君)	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 6 年 3 月 7 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 檜 山 忠

署名議員 平 野 敏 彦